

令和2年度第3回山梨県出資法人経営検討委員会 会議録

(令和3年3月18日掲載)

1 日 時 令和3年2月19日(金) 午後2時～午後4時10分

2 場 所 山梨県庁防災新館302会議室 又は テレビ会議

3 出席者

(委員) 加藤隆博、石山宏、新里清高、小澤浩(順不同、敬称略)

(山梨県土地開発公社所管課)

地域創生・人口対策課長、地域政策・人口戦略担当(2人)

((公財)山梨県環境整備事業団所管課)

環境整備課長、環境整備課総括課長補佐、計画担当(3人)

(事務局)

行政経営管理課長、行政経営管理課総括課長補佐、行政経営担当(3人)

4 傍聴者等の数 0人

5 会議次第

(1) 開会

(2) 議事

(3) 閉会

6 会議に付した議題

(1) 開会(概要説明)【公開】

(2) 議事:改革プラン(経営健全化方針)実施状況及び改定案の審査について【非公開】

① 山梨県土地開発公社

② (公財)山梨県環境整備事業団

7 議事の概要

(1) 開会(概要説明)

・当日の議事について、事務局より概要を説明した。

(事務局)

本日の委員会におきましては、山梨県土地開発公社及び(公財)山梨県環境整備事業団の改革プランの実施状況及び改定案について御審議いただきます。はじめに、事務局担当者より本日の審議内容について御説明させていただきます。

(事務局)

本日御審議いただく内容につきまして、御説明させていただきたいと思います。

土地開発公社及び環境整備事業団につきましては、本年度現プランの最終年度を迎えましたので、本日はプランの実施状況に加えまして、令和3年度からの新プランの改定案について御検討いただきたく存じます。

本県におきましては、改革プランを、総務省が策定を求めている経営健全化方針にも位置づけております。経営健全化方針の概要を御説明申し上げます。

本県では、地方財政健全化法の将来負担比率に算入される額の状況などから経営状況が悪化していると判断した法人につきまして、改革プランを策定し、抜本的改革を推進しているところでございます。この点につきまして、平成30年2月の総務省通知によりまして、相当程度の財政的なリスクが存在する第三セクター等と関係を有する地方公共団体におきましては、財政的なリスクの計画的な解消に向けた一層の経営健全化の取組と、抜本的改革を含む経営健全化のための対応等を内容といたします経営健全化のための方針、経営健全化方針の策定・公表が求められたところでございます。

本県におきましては、土地開発公社、環境整備事業団、農業振興公社、住宅供給公社の4法人につきまして、改革プランを経営健全化方針に位置づけるものとし、平成31年3月に公表を行ったところでございます。

本日御審議いただく土地開発公社及び環境整備事業団につきましては、経営健全化方針の策定対象に該当しておりますので、改定後の改革プランにつきましても、引き続き健全化方針に位置づけるものでございます。

事務局からの説明は以上でございます。

(2) 議事：改革プラン（経営健全化方針）実施状況及び改定案の審査について

・山梨県土地開発公社及び（公財）山梨県環境整備事業団の改革プラン（経営健全化方針）の実施状況について、質疑が行われた。また、改革プラン改定案の審査が行われ、いずれも原案が承認された。主な内容は次のとおり。

①山梨県土地開発公社

(委員長)

山梨県土地開発公社の改革プラン（経営健全化方針）の実施状況につきまして、地域創生・人口対策課から御説明をお願いします。

(地域創生・人口対策課)

・資料1-1、資料1-2、資料1-3、資料1-4により説明

(地域創生・人口対策課)

よろしくお願ひいたします。それでは、山梨県土地開発公社改革プランの実施状況につきまして御説明をさせていただきます。

資料1-1の1ページをお開きください。

「1 山梨県土地開発公社改革プランの概要」でございます。改革プランの基本方針でございますが、土地開発公社につきましては、昭和43年の設立以来、公共用地等の取得、管理、処分等に取り組んで参りました。主に公有地取得事業、あっせん等事業、土地造成事業として、工業団地の造成や用地交渉の代行といった業務を行ってきたところでございます。しかしながら、健全な経営の継続が困難な状態となったことから、平成22年12月に改革プランを策定し、その後、2回にわたる改定（平成25年3月及び平成29年3月）を行い、プランの基本方針に基づき事業を行って参りました。

5点記載がございますが、「新規事業は行わない」、「プロパー職員は配置しない」、「未売却の工業団地の販売に取り組む」、「工業団地の売却益などの収益は長期借入金の返済に充てる」という方針のもと債務処理を進め、「令和19年度を目途として債務処理を終了し、公社を解散する」というスキームでございます。

「2 債務処理の考え方」でございます。米倉山造成地及び市川三郷町大塚地区拠点工業団地につきまして、県が無利子貸付金を公社に貸し付け、銀行からの借入金に係る利子の軽減を図っております。それと併せて、県からの補助金により、順次、債務の解消を図って参りました。

資料1-2の「債務処理のスキーム」、黄色い棒グラフを御覧いただけますでしょうか。上段が米倉山債務、下段が市川三郷工業団地債務となっております。

上段の米倉山債務ですが、当初の特別損失が110.7億円ございまして、黄色の部分の県が無利子貸付金、紫色の部分の県からの補助金という形になっております。平成29年3月の現プラン改定時には債務が70.5億円となっております。平成21年度から平成39年度（令和9年度）までは補助金を毎年2億円、以降の平成40年度（令和10年度）から平成48年度（令和18年度）までは毎年5億円、最終年度の平成49年度（令和19年度）につきましては3.5億円をそれぞれ支出するスキームで、債務処理を進めているところでございます。

下段の市川三郷工業団地ですが、11.1億円の借入がございました。内訳でいいますと、埋設廃棄物等の撤去費用に6.5億円、工業団地造成時の借入が4.6億円ございまして、合わせて11.1億円となっております。この借入につきましても、県補助金を交付いたしまして、順次債務処理を進めることになっております。

資料1-1にお戻りいただけますでしょうか。2ページ、「II 改革プランの実施状況について」でございます。併せて、資料1-3の赤字部分を中心に御覧ください。「1 進捗状況」について御説明いたします。

市川三郷町大塚地区拠点工業団地の瑕疵問題ですが、廃棄物等が埋設されていたということで、その損害への対応ということでございます。裁判上で和解が成立しなかった一者と、裁判外の和解を締結いたしまして、平成29年度に和解金1,050万円を収入したところでございます。

未売却であった八田御勅使南地区拠点工業団地の1区画につきまして、売却目標を平成31年度末としていたところですが、平成29年度に2億5,000万円弱で売却し、販売が完了したとこ

ろでございます。

中央市立田富北保育園駐車場につきまして、中央市からの依頼により用地買収を行ったということで、その償還が平成29年度に終了したところでございます。

平成29年度から令和2年度は、改革プランに基づきまして、県の補助金によって債務も縮減をして参りました。市川三郷町大塚地区拠点工業団地につきましては、有効な活用策として太陽光発電施設用地として貸付を行っておりまして、安定的に推移している状況でございます。

3ページをお願いいたします。「2 債務処理の状況」でございます。毎年の削減額は2.3億円で、債務の縮減をして参りました。

「3 公有地取得事業」でございます。中央市立田富北保育園駐車場でございますが、先ほど御説明したとおり、平成29年度末で終了したということでございます。

「4 土地造成事業」の「(1) 市川三郷町大塚地区拠点工業団地未分譲地の活用」につきまして、大規模太陽光発電施設の設置運営を行う事業者に貸付を決定いたしました。貸付にあたりましては、事業計画書を提出させて確認をするとともに、その後も毎年報告書を提出していただいております。今のところ発電量は計画を上回っているということで、非常に順調に推移している状況でございます。平成25年12月に一般競争入札を実施いたしまして、平成26年5月に事業用定期借地権設定契約を締結し、同年6月1日から貸付を開始しております。貸付料は毎年1,780万円、貸付期間の総額で3億7,380万円でございます。賃借人は株式会社YEGでございます。「(2) 八田御勅使南地区工業団地の売却」でございますが、平成30年1月に甲信越エア・ウォーター株式会社と2.45億円で売買契約を締結いたしました。当該企業は、医療用ガス等を製造しておりまして、令和元年11月1日から、工場が稼働を開始しているところでございます。

4ページをお願いいたします。「5 あっせん等事業」ですが、これは国や地方公共団体等からの委託により、土地の取得等を行う事業で、例えば甲西バイパスや新環状・西関東道路等の実績がございますが、平成23年度以降、新規事業は行っておりません。

「6 職員体制」でございます。平成25年度までにすべてのプロパー職員を退職させまして、平成26年度からは事務局長の県派遣職員1名、事務員1名の体制で事務を行っております。

「7 未収金の状況」でございます。ビジネスパークでございますが、破産更生債権として5.1億円を計上しています。未収金につきましては、回収見込額を、0.3億円、具体的には25,128,000円といたしまして、貸倒引当金を4.8億円計上しているということでございます。この0.3億円につきましては、固定資産評価額に、平成23年度に競売の申立があった際、裁判所で示された評価率を参考に計算しまして、0.3億円という売却見込額を算定したところでございます。0.3億円の回収見込額につきましては、公社で回収に努めております。

5ページをお願いいたします。「Ⅲ 山梨県土地開発公社の財務状況について」の「1 損益の状況」でございます。市川三郷町大塚地区拠点工業団地につきましては、賃借により毎年1,780万円の収入がございます。米倉山につきましては、債務処理補助金2億円、市川三郷町大塚地区拠点工業団地につきましては、債務処理補助金約3,046万円の県の財政支援により、公社債務の縮減を進めることができました。この結果、令和元年度の当期利益は2億3,836万円となりました。

「2 資産及び負債等の状況」でございますが、令和元年度決算において公社が保有する資産

は事業未収金 875 万円、賃貸事業用土地など、合計で 7 億 8,922 万円となっております。一方、負債の部につきましては、借入金など、合計で 69 億 5,850 万円となっております。債務処理補助金等の県の財政支援によりまして、結果といたしまして、平成 30 年度末に比べ、負債合計で 2 億 3,048 万円を圧縮したところでございます。

6 ページの損益計算書を御覧いただけますでしょうか。科目、Aとして令和元年度、Bとして平成 30 年度、増減（A－B）と記載しております。令和元年度を中心に、主だった部分を説明いたします。「1 事業収益」でございますが、（ア）造成地賃貸収益は、市川三郷町大塚地区拠点工業団地の太陽光発電施設用地の貸付料 1,780 万円でございます。「2 事業原価」でございますが、（ア）造成地賃貸原価は、太陽光発電施設用地の固定資産税でございます。「3 販売費及び一般管理費」の人件費は、公社役員、事務局長、総務課長、事務員の人件費でございます。経費は、需要費や役務費など、通常業務によって生じる経費でございます。21 万円ほど増加しておりますが、これにつきましては、Windows10 対応のシステム更新、新年号対応のシステム更新で変動したところでございます。「4 事業外収益」の（2）雑収益（ア）補助金は、県の債務処理対策補助金でございます。「5 事業外費用」の（1）支払利息、事業外費用計は、公社が金融機関から短期で借り入れている借入金に対する利息の支払でございます。以上を踏まえた当期純利益は、238,357,588 円でございます。

7 ページの貸借対照表を御覧ください。「Ⅰ 資産の部」でございます。「1 流動資産」（1）現金及び預金でございますが、普通預金と定期預金の 2 種類がございますが、合計で 2 億円強となっております。（2）事業未収金は、三公社（土地開発公社、道路公社、住宅供給公社）の共通経費のうち、道路公社と住宅供給公社の下期の人件費や経費にかかる部分でございます。「2 固定資産」（2）投資その他の資産（ア）賃貸事業の用に供する土地は、市川三郷町大塚地区拠点工業団地の太陽光発電施設用地の簿価に相当する金額を計上しており、5 億 1,000 万円強でございます。（イ）の預り保証金引当特定預金は、太陽光発電施設用地として貸し付けた際に、賃借人から保証金をいただいたものでございます。これは、例えば貸付料が未納となった場合に充当する保証金でございます。（ウ）破産債権は、ビジネスパークの破産更生債権に該当する金額でございます。競売による売却見込額を回収見込額として 0.3 億円弱と算定し、その差額を貸倒引当金として、4 億 8,600 万円強を計上しております。以上を踏まえた資産合計は、7 億 8,900 万円強でございます。

「Ⅱ 負債の部」でございます。「1 流動負債」（2）の短期借入金でございますが、これは金融機関からの借入金で、県に返済するものとなっております。「2 固定負債」でございます。

（1）（ア）預り保証金は、太陽光発電施設用地の保証金でございます。以上を踏まえた負債合計は、69 億 5,800 万円強となっております。「Ⅲ 資本の部」でございますが、「1 資本金」（1）基本財産（ア）山梨県出資は、公社設立時に山梨県が出資した 2,000 万円でございます。以上、資本合計は△61 億 6,900 万円強で、負債資本合計は、資産合計と同額の 7 億 8,900 万円強でございます。資本合計の増減（A－B）が 2 億 3,000 万円強で、債務の縮減が進んでいる状況が見てとれるかと思えます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

(委員長)

今の御説明について、御質問、御意見等ありましたら、よろしく申し上げます。

(委員)

確認のため質問させていただきたいのですが、資料1-1の1ページ、「1 改革プランの基本方針」の4点目で、「工業団地売却益などの収益は長期借入金の返済に充てる」となっておりますが、字義どおり厳密に解釈すると、収益と収入は、会計的には別の概念なので、「売却益」といえば、例えば1億円で買った土地を1億2,000万で売った時の、差額の2,000万円の利益相当をさします。しかし、長期借入金の返済に充てるのは、差額ではなく、売却額全体をさしていると思われるので、「工業団地売却に係る収入」などと修正したほうがより適切かと思えます。資料1-3の「3 状況の変化と対処方針」の「平成30年1月に売却し、販売による収益は、債務処理に充当した」も同様です。資料1-4の15ページでは、「分譲区画の売却収入を債務処理に充当し」とあり、これと同じ意味だと思いますので、表現を一部修正したほうがいいと思いました。

また、資料1-1の4ページで、「6 職員体制」として、プロパー職員はすべて退職させたとあり、県派遣職員と事務員の2名体制ということですが、7ページの貸借対照表によりますと、負債の部の流動負債に賞与引当金が計上されております。プロパー職員ではなくても、賞与引当金を設定し、賞与を支給しているという理解でよろしいでしょうか。

(地域創生・人口対策課)

賞与引当金は、公社専務理事の期末手当や事務局長の勤勉手当のためのもので、プロパー職員のためのものではありません。

(委員)

意味合いとしては、役員賞与引当金ということですか。

(地域創生・人口対策課)

そうですね。対象は役員と事務局長です。

(委員)

わかりました。同じくそのページで、資産の部の固定資産で、貸倒引当金も踏まえて、「破産更生債権等」について御説明があったのですが、貸借対照表では表示科目を「破産債権」に限定しております。ビジネスパークに係る未収金の回収先は、破産会社で間違いはないでしょうか。

(地域創生・人口対策課)

そうです。

(委員)

いわゆる「不良債権」と呼ばれるものですが、「破産債権」と断定してしまうと、破産会社が相

手と限定されてしまいます。相手先が破産会社であれば、「破産債権」のままでいいですが、事業会社ですと、「破産債権、更生債権、その他これらに準ずる債権」という科目にするか、「破産債権等」という科目にして、不良債権であることを示す総称を使うのが一般的だと思います。「破産債権」と言い切っているのです、破産会社なのかなと思って聞いておりました。不良債権であることがわかれば大勢に影響はないと思います。

資料1-1の6ページ、金額の大局的な動きの確認ですが、令和元年度の損益計算書で、事業外収益、雑収益の補助金、これは県の債務処理対策補助金2億3000万円ということでしたが、その金額がほぼ純利益となっておりますので、県補助金そのまま純利益に計上され、債務超過は徐々に解消に向かっているという理解でよろしいでしょうか。

(地域創生・人口対策課)

はい。

(委員)

わかりました。もう1点、7ページの貸借対照表ですが、流動負債の短期借入金、全額短期借入金でよろしいでしょうか。令和19年度まで分割で債務を返済しておりますので、このうち1年を超える期間に係る債務は長期借入金に計上されるのではないかと疑問に思いました。

(地域創生・人口対策課)

毎年4月1日に、県から公社に対して短期無利子で貸付を行っておりまして、同一年度の3月31日に、公社が金融機関から短期借入を行い、公社が借り入れた金額で3月31日に県に返済するという、いわゆる「オーバーナイト」というシステムをとっておりまして、長期借入金にはならないようになっております。

(委員)

一度全額返済して、また借りるということですか。

(地域創生・人口対策課)

そうです。それを毎年繰り返しております。

(委員)

金額的には多額ですが、1年以内に返済予定ということで、短期ということになるのですね。

(地域創生・人口対策課)

はい。

(委員)

わかりました。ありがとうございます。

(委員長)

ありがとうございました。

「収入」と「収益」の表現については「収入」が正しいと思いますので、その表現で統一していただいて、「破産債権」については正しい表現だと思いますので、そのままでもいいですし、おまかせします。他に御質問等があれば、お願いします。

(委員)

太陽光発電施設用地の賃借人の会社ですが、財務状況の報告等は受けているのでしょうか。

(地域創生・人口対策課)

賃貸借契約の中で、毎年発電計画に対する実績を報告していただいております、順調に推移していることを確認しております。

(委員)

会社自体の財務状況等については報告を受けていないのでしょうか。

(地域創生・人口対策課)

財務状況等につきましては報告を受けておりません。

(委員)

財務状況等への懸念はない会社という認識ということでしょうか。

(地域創生・人口対策課)

そうですね。この会社は太陽光発電施設の関係以外の事業を行っておりませんので、売電収入が計画以上に推移していることを確認しているということで、問題ないだろうという理解でおります。

(委員)

わかりました。ありがとうございます。

(委員)

確認ですが、市川三郷町大塚地区拠点工業団地の太陽光発電施設に係る預り保証金の関係で、保証金 3,738 万円は、基本的には令和 17 年度の契約終了後には返還するということですか。

(地域創生・人口対策課)

公社に対する貸付料の未納等がなければ、そのまま返還します。

(委員)

改革プランには直接の表記はありませんが、基本的には返還を前提にしているということでしょうか。

(地域創生・人口対策課)

はい。

(委員)

わかりました。山梨県の出資金については最終的にはどうなるのでしょうか。

(地域創生・人口対策課)

出資金の取扱については、現段階では結論は出ておりません。

(委員)

わかりました。賃借人と21年間の契約を結んでおり、定期借地権を付けておりますが、年間賃料はずっと固定額ですか。

(地域創生・人口対策課)

固定額です。

(委員)

経済変動があっても同一の賃料ということでしょうか。

(地域創生・人口対策課)

定期借地権ですので、基本的には変更はいたしません。よほど大きな社会的状況変化等があったら、貸付料を見直すということがあれば、双方協議の上ということになるかと思いますが、現状ではそういったことは考えておりません。

(委員)

契約には甲乙協議の項目は入っているのでしょうか。

(地域創生・人口対策課)

はい。

(委員)

例えば、リニアがどれだけ影響するかわかりませんが、周辺地価等が上昇した場合について留保はしているということですね。

(地域創生・人口対策課)

はい。

(委員)

わかりました。

(委員長)

改革プランの実施状況について審査を終了いたします。続いて、土地開発公社改革プラン改革案について御説明をお願いします。

(地域創生・人口対策課)

・資料1-5、資料1-6により説明

資料1-5につきまして御説明いたします。

「1 山梨県土地開発公社の経緯」でございます。バブル経済崩壊後の地価下落によりまして経営が悪化し、自主的な再建が困難となったということで、平成19年12月に行政改革大綱を策定し、米倉山造成地を簿価で取得した上で、県の補助金等により、30年間で債務を解消することとしております。平成22年12月に改革プランを初めて策定いたしまして、令和19年度に公社を解散するところとございまして、以後、平成25年3月、平成29年3月に改革プランを改定いたしまして、本年度、現行のプランの実施期間が終了いたしますので、プランの改定を行うものでございます。

「2 現行の改革プラン（平成29年3月改定）の概要」でございます。現プランは平成29年度から令和2年度までを実施期間としておりまして、実施方針等につきまして、①から⑤まで記載しております。①市川三郷工業団地の瑕疵問題に係る損害賠償金の回収に努めるとしております。②八田御勅使南地区拠点工業団地の未分譲地1区画がございましたので、販売促進に努めるとしてしております。③公社が管理等を行っている、中央市立田富北保育園駐車場につきましては、償還が終了する平成29年度まで残務処理を行うとしております。④市川三郷工業団地の販売を断念した分譲地につきましては、太陽光発電施設用地としての貸付を継続するとしております。⑤米倉山造成地に係る借入金及び市川三郷工業団地の修復等に係る借入金の処理は、これまでの方針を継続し、債務処理を進めるとしてしております。

「3 状況の変化」でございます。(1)市川三郷工業団地の瑕疵問題に係る損害への対応につきましては、平成29年6月に裁判外、私法上の和解に応じまして、和解金1,050万円を平成29年度に債務処理に充当したところとございます。(2)八田御勅使南地区拠点工業団地につきましても、平成30年1月に2億5,000万円で売却を終了してございまして、平成29年度に債務処理に充当しているところとございます。(3)公共用地先行取得に伴う償還完了というのは、先程の中央市でございます。

「4 公社の現状（令和2年度末見込）」でございます。借入金合計は66.9億円で、内訳は米倉山62.5億円、市川三郷4.4億円となっております。対しまして、公社の手持現金が2.1億円ご

ざいまして、太陽光発電施設用地の貸付料 1,780 万円以外には大きな収入の見込みはないという状況になっております。

「5 改定の方向性」でございます。新型コロナウイルス感染症によりまして社会経済情勢等の変化がございましたが、公社の経営に影響を及ぼすには至りませんでしたので、主要な方針はすべて継続させていただきたいと思っております。

「6 実施期間・実施方針等」でございます。実施期間につきましては、令和3年度から令和6年度までの4年間でございます。(2) 実施方針について、①と③につきましては、すべて事業は終了しておりますので、新規事業は行いません。対しまして、②の土地造成事業につきましては、今後も新規事業は行わず、太陽光発電施設用地の契約期間21年間の貸付を継続していくということでございます。

ここに、「継続事業については、多様な活用策等の可能性について、適時適切に検討を行い、その方向性を見出す」という記載がございますが、この部分につきましては、今回特に新たに記載をさせていただいたところでございます。資料1-6の14ページをお開きいただけますでしょうか。上から3行目のなお書きから始まる部分でございます。ここでいう「継続事業」は先ほどの太陽光発電施設用地の貸付ですが、「社会経済状況等の変化に速やかに対応する」ということで、21年間という長期間にわたっての貸付の中で、何が起こるかかわからないというところもございます。このことから、「多様な活用策等の可能性について、適時適切に検討を行い、その方向性を見出していく」という一文を追加させていただいております。

(3) 職員体制でございますが、平成25年度までに全プロパー職員が退職したということでありまして、引き続きプロパー職員を置かないこととしております。(4) 債務処理につきましては、米倉山 62.5 億円、市川三郷工業団地 4.4 億円につきまして、引き続き県からの無利子貸付金と債務処理対策補助金によって計画的に処理をして参ります。債務処理が完了する令和19年度に公社を解散させるということでございます。(5) 改革プランの点検評価でございます。実施状況を毎年度、出資法人経営検討委員会に御報告させていただきまして、点検評価を実施するということでございます。最後になりますが、計画期間中でありまして、公社の経営に重大な影響を及ぼす状況の変化等があった場合は、その都度必要に応じてプランを改定すると記載しております。

資料1-6の目次をお開きいただけますでしょうか。何回かプランを改定して参りましたので、今後のプランの改定も見越しながら、もっと見やすいプランが良いのではないかとということで、構成を整理したところでございます。

「第1 改革プラン策定(H22.12)までの経緯」として、平成22年12月までの状況を3点記載しております。「第2 改革プラン策定(H22.12)後の状況」として、何回か改定をして、それぞれの実施期間に応じた取り組みが行われておりますので、そのことが明確にわかるように記載しております。「第3 公社の現状」は、まさに今置かれた公社の現状を端的に整理しております。「第4 改定後の改革プランの実施期間、実施方針」として、令和3年度を始期とする実施期間や実施方針を記載しております。債務処理のスキームを整理しておりまして、基本的な内容はこれまでのプランを踏襲するという形でございますので、先ほど御説明した追記部分と、状況の変化の部分以外については、これまでのプランをそのまま取り入れております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

(委員長)

ありがとうございました。土地開発公社の改革プラン改定案について、御意見、御質問等をいただきたいと思います。

(委員)

資料1-5のとおり債務処理が順調に進んでいると御説明をいただきまして、その点は同意しております。債務処理のスキームについては従前の改革プランを引き継いでいるということですが、米倉山債務に対する債務処理対策補助金の交付額が、平成21年度から令和9年度は毎年度2億円ですが、解散までの最後の9年間、令和10年度から令和18年度は5億円に増額され、最終年度の令和19年度は、3.5億円となっています。全期間均等の補助金ではなく、途中で補助金を増額する理由を教えてください。

(地域創生・人口対策課)

県職員の退職手当等により、この期間に県の財政的な負担が大きくなるということがありまして、この期間は2億円を維持しつつ、県の財政的負担が比較的大きくない期間で、5億円に増額するというスキームとなっています。

(委員)

当初の改革プランから、このようなスキームを予定していたのでしょうか。

(地域創生・人口対策課)

そうでございます。

(委員)

わかりました。ありがとうございます。

(委員長)

他にございますか。

(委員)

資料1-6の14ページで、市川三郷工業団地の継続事業については、社会状況等の変化に常に対応するため、多様な活用の検討を行うということですが、この土地を太陽光発電に利用した場合、土壌汚染の可能性も否定はできないということで、これは私の意見ですが、賃借人と相談して、ある程度費用を抑えた形で土壌汚染の調査をされた方がよろしいのではないのでしょうか。

(地域創生・人口対策課)

21年間という長期間にわたって事業用定期借地権設定契約を締結しており、ソーラーパネルが設置されている状況もございますので、土壌汚染調査をすることは可能だと思いますが、調査をいつの時点でやるのかということも含めまして、今後の課題として捉えていきたいと考えております。契約終了後どうするかという問題もございますので、土地の状況、隣地に廃棄物が埋設されていたこと、造成時期が同じであることを考えますと、当該土地にも廃棄物が埋設されている可能性がございます。委員御指摘のとおり、しっかりとした調査をしながら、次なる活用策を考えていくべきであろうと考えております。

(委員)

ありがとうございます。

(委員長)

他にございますか。

(委員)

基本的には順調に債務を返済していると思いますので、このまま進めていっていただきたいと思います。手持現金2.1億円は、事業がどれだけあるのかを考えると、かなり多く保有していると思いますので、資産活用等の面で、より運用益を上げるよう、御尽力いただきたいと思います。

(地域創生・人口対策課)

ありがとうございます。

(委員)

令和19年度に解散ということで、長期的に考えていかなければならないのかもしれませんが、市川三郷工業団地の太陽光発電施設用地が土地として残ることになるので、事業用借地権が終了するのが、令和17年度。当然、太陽光発電の売電価格等によって、継続して借りたいとか解体とかいろいろな選択肢があると思いますが、土地が残った場合、公社解散時に県に引き取ってもらうことになるのでしょうか。

(地域創生・人口対策課)

そのことが非常に大きな課題だと認識しておりまして、現時点では明確な方向性は見出されておりません。考えられるいくつかの選択肢の中で、1つは委員御指摘のとおり、県へ渡すという方法がありますが、それ以外にもいくつか方法が考えられるのではないかと。地元自治体など、いろいろな可能性を考えながら、解散を目指すこととなりますが、現時点で決まっているものはございません。

(委員)

他の委員が指摘されたように、もし他に転用する場合には、転石やゴミがどういう状況になっているかをよく調査した上で、転用なり、他の市町村に渡すということになるのでしょうか。

(地域創生・人口対策課)

そうですね。活用方法によっても変わってくるかと思いますが、公社では新しい事業を行わないという中で、どこまでお金をかけながら、次の方にお渡しするかということを中心に大きな課題と捉えておりまして、現在その方向性はなかなか見出せない状況でございますが、大きな課題として公社と県で認識を共有しているところでございます。

(委員)

ありがとうございました。最後に、資料1-6の14ページ、新たに追記したなお書きですが、所管課として、何か具体的な想定があって追記したということであれば、教えてください。

(地域創生・人口対策課)

これまでも、固定価格買取制度、FITの創設という社会経済状況等の変化の中で、太陽光パネルを設置することが考えられたところでございます。今後、本県においても、リニア中央新幹線が2027年に開業するかはわかりませんが、大きな社会経済状況等の変化が待っております。そのときに、それが電力の問題なのかはわかりませんが、課題が発生したときに、速やかに対応していかなければならないという心づもりを大きく持ったということでございます。

(委員長)

他に御質問等がありますでしょうか。ないようですので、土地開発公社の改革プランにつきましては、実施状況の報告について用語の修正がございましたが、基本的に御承認ということでよろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(委員長)

承認ということで、ありがとうございました。

(地域創生・人口対策課)

ありがとうございました。

②（公財）山梨県環境整備事業団

（委員長）

（公財）山梨県環境整備事業団の改革プラン（経営健全化方針）の実施状況につきまして、環境整備課から御説明をお願いします。

（環境整備課）

- ・資料２－１、資料２－２、資料２－３により説明

（環境整備課）

どうぞよろしくお願ひいたします。環境整備事業団第三次改革プランの実施状況について御説明をさせていただきます。

資料２－１の１ページでございます。「１ 令和元年度事業概要」について御説明させていただきます。現在事業内容におきましては、（１）山梨県環境整備センター（明野処分場）と（２）一般廃棄物最終処分場（かいのくにエコパーク）の管理を行っております。

（１）山梨県環境整備センター（明野処分場）について御説明いたします。環境整備センターは、平成２１年５月に公共関与による管理型の廃棄物最終処分場として操業を開始いたしました。二度の漏水検知システムの異常検知の発生により、平成２５年１２月に施設の閉鎖を決定、それから平成２７年１月に最終覆土を終了しております。現在は、施設の安全性に十分配慮しながら、埋立地から排出される浸出水の処理などの維持管理を行っているところでございます。

（２）一般廃棄物最終処分場（かいのくにエコパーク）について御説明いたします。この処分場につきましては、県内に一般廃棄物の最終処分場がない状況を踏まえ、山梨県市町村総合事務組合が主体となり、県内全市町村の一般廃棄物を対象とする処分場として整備したものでございますが、整備及び管理を事業団が受託し、現在職員が常駐して管理を行っているところでございます。施設概要の表にありますように、埋立完了予定は令和２０年度であり、その間は事業団が管理を受託する契約を締結しております。

続きまして、事業団の令和元年度の決算についてですが、損益等の状況につきましては、正味財産増減計算書により御説明させていただきます。

資料２－１の３ページをお願いいたします。「Ⅰ 一般正味財産増減の部」、１の経常増減の部でございますが、（１）の経常収益は、県からの受取補助金、受取補助金の指定正味財産からの振替、受託事業に係る委託料収入、管理負担金収入、維持管理引当金取崩収入等であり、合計は約３億円余でございます。

県からの補助金につきましては、経営支援補助金と、環境モニタリングに係る補助金の、２種類の補助金の合計でございます。なお、補助金額が平成３０年度から３,０００万円ほど増加しておりますが、これは設備を計画的にオーバーホール、修繕する中で、主に水処理施設を監視するコンピューター設備の更新を行ったことによるものでございます。

受託事業収入の運営・維持管理委託料収入につきましては、山梨県市町村総合事務組合から受託した一般廃棄物最終処分事業の運営・維持管理に係る委託料でございます。

維持管理引当金取崩収入 500 万円につきましては、維持管理引当金の一部を、令和元年度の環境整備センターの維持管理費に充てるために取り崩したものでございます。その他として 817 万円余を計上しておりますが、これは法律に基づき処分場の事業を行っている間に、処分場閉鎖後の維持管理を行うための経費を環境再生保全機構に積み立てており、その積立金の総額が約 5 億 6,000 万円ございましたが、その利息収入を取り戻して、収益に充てたものでございます。

(2) の経常費用でございますが、施設の減価償却費、一般廃棄物最終処分場の運営維持管理業務、環境整備センターの水処理施設の運転管理に係る委託費等であり、合計 3 億円余となっております。この結果、当期経常増減額は 0 円となりますが、これは事業損失を補填するため、県から 1 億 400 万円余の補助金交付を受けたことによるものでございます。

2 の経常外増減の部でございますが、経常外収益及び経常外費用はございません。以上により、当期一般正味財産増減額は 0 円となります。

次に、「Ⅱ 指定正味財産増減の部」でございます。指定正味財産については、過去に県から交付を受けた施設整備に係る補助金について、施設の償却等に応じた額を一般正味財産に振替をしてございます。1,253 万円余は、その関係でございます。この結果、「Ⅲ 正味財産期末残高」は、平成 30 年度から 1,200 万円余減の 1 億 5,100 万円余となっております。

4 ページですが、会計別の正味財産増減計算書でございますので、内容につきましては説明を省略します。

続きまして、5 ページの貸借対照表をお願いします。「Ⅰ 資産の部」でございますが、現金預金等の流動資産が 1 億 6,300 万円余、建物等の固定資産が 4 億 4,400 万円余となっております、資産合計は 6 億 800 万円余となっております。

「Ⅱ 負債の部」でございます。短期借入金等の流動負債が 4 億 3,100 万円余、固定負債である維持管理引当金が 2,500 万円余となっております、負債合計は 4 億 5,600 万円余となっております。以上から、正味財産合計は 1 億 5,100 万円余、負債及び正味財産合計は 6 億 850 万円余となっております。

続きまして、6 ページの「3 経営改善の取り組みについて」でございます。(1) 環境整備センターの維持管理コストの縮減でございます。処分場から染み出た浸出水を処理する施設の運転管理業務委託等において、引き続き 5 年の長期継続契約を結んでおりますが、これを実施するとともに、浸出水の状況に応じて、水処理施設の運転をきめ細かく管理することによって、電気料等の縮減を図っております。

(2) 要員計画の見直しについてでございます。令和元年度につきましては、境川処分場の建設工事が終了した関係から 2 名を削減し、8 名体制となっております。今後につきましても効率的な運営を図れるように、事業内容を考慮した人員の配置を行う等、適宜見直しを行っていきたいと考えてございます。

(3) 経営支援補助金についてでございます。1 の経営支援補助金の概要でございますが、この補助金は、事業団の財務基盤の安定を図るために、最終処分場整備運営事業等により生じた事業損失を補填するためのものでございます。令和元年度の事業損失は 1 億円余となり、県は損失を補填するために、同額の経営支援補助金を交付いたしました。

以上が令和元年度の改革プランの実施状況の説明でございます。

(委員長)

ありがとうございます。今の御説明について、御質問、御意見等ありましたら、よろしく願います。

(委員)

よろしく願います。先ほど明野処分場のコンピューターの更新費用のため、補助金が増えたということでしたが、このコンピューターは更新されたのでしょうか。

(環境整備課)

令和元年度に行っております。

(委員)

その場合、貸借対照表で固定資産がその分増えるのかなと思ったのですが、そういうわけでもないのですね。

(環境整備課)

今般の更新によって耐用年数が変わるわけではないので、資産計上はしていないと理解しておりますが、よろしいですか。スペックを上げているというわけではございません。

(委員)

耐用年数が伸びるわけではない、スペックが上がるわけではないということであれば、貸借対照表には反映しないという理解でよろしいでしょうか。

(委員)

リースということはないでしょうか。オペレーティングリースであるとか、そうだとするとオンバランスされない（注：貸借対照表上に計上されない）と思いますが。

(環境整備課)

大変申し訳ございません。詳細につきましては、今手元に用意した資料がございませんので、説明できない状況です。

(委員)

わかりました。もう1点、経費節減の努力として電気料の縮減を図るという御説明がありましたが、工夫する前はいくら位で、どのような工夫をしたら年間いくらぐらいになったというところを教えてくださいませんか。

(環境整備課)

直近の実績でございますけれども、平成30年度は約400万円かかっているものが、令和元年

度では 260 万円程度になっています。

(委員)

電気料の削減ですが、今後さらにきめ細かい管理を押し進めることができるのでしょうか。それとも、令和元年度が限界だろうという感じですか。どちらでしょうか。

(環境整備課)

電気料の節減を行うためのきめ細かい管理というのは、具体的には、いろいろな水処理工程がある中で、例えば曝気槽という設備がありますが、これが2系統ある中の1系統の運転にする、さらに24時間運転するのではなく間歇運転にして、最小限の運転で最大の効果を得るよう努めています。また、高度処理設備、有害物質等の濾過吸収を行う設備がありますが、現在は有害物質等が出ておりませんので、設備を一定期間止めるなどの工夫をしております。そういった工夫はほとんど出尽くしておりますが、令和2年8月に、他の電気会社はかなり安いという話がありまして、現在契約を結んでいる電力供給会社に話をしましたら、10%電気料を下げてくださいという話になりましたので、また電気料が下がるということになっております。

(委員)

わかりました。ありがとうございます。

(委員長)

他にございますか。

(委員)

今の御説明に関連して、新電力の会社に何社か出てきていただいて、現契約先と合わせて電気調達の入札等を行わないのでしょうか。

(環境整備課)

入札等を行っておりません。いろいろな評判を聞く中で、見積もりをとったり、交渉したりしておりますが、今回の場合は見積もりをとって、現在の契約先と話をし、随意契約のような形で契約を更新したところです。

(委員)

県の財産管理課でも、本庁や出先、業務などで分けて、一括入札をすることで、電気料が下がっているという実績があります。財産管理課にも情報等がありますので、入手していただいて、もっと有利なものであれば、そういったものを使うということも考えられると思います。LED化等の対応はされているのでしょうか。

(環境整備課)

LEDの検討はしたことがないと思います。

(委員)

県土整備部で、LEDをリース方式で導入したことでかなり安くなったという話も聞いておりますので、実際どういった方法がいいのかということを含めて、御検討いただければと思います。以上です。

(環境整備課)

はい、ありがとうございました。

(委員)

資料2-1の3ページの正味財産増減計算書についてお尋ねします。「1 経常増減の部」(1) 経常収益の県からの受取補助金ですが、収支均衡のため補助金で調整して、最終的に経常収益が0円になると伺っておりまして、これはいいのですが、受託事業収入(建設工事委託料収入)、受託事業収入(運営・維持管理委託料収入)がかなり大きく増減しております。平成30年度と令和元年度の金額の変動理由について教えていただけないでしょうか。

(環境整備課)

現在の事業団は、環境整備センターの処分場の管理・運営と境川のかいのくにエコパークの管理運営の2つの事業を行っておりまして、境川につきましては、整備及び管理を受託しております。境川の整備事業が平成30年11月までに工事が終わりましたので、同年12月から運営管理を行っております。まず、平成30年度はこの建設工事を受託しておりましたので、建設工事委託料収入の金額が大きくなっております。また、管理運営については、平成30年度については12月から行っておりますので4ヶ月分、令和元年度については1年間通年で管理を行っておりますので、運営・維持管理委託料収入は、令和元年度のほうが大きな金額になってございます。

(石山委員)

わかりました。境川の処分場の進捗具合によって、金額が大きく変動したということですね。

(委員)

同じページの正味財産増減計算書(1) 経常収益で、その他として817万円が計上されております。この項目については先程御説明がりましたが、利息を取り戻したというところをもう少し説明していただいてよろしいでしょうか。

(環境整備課)

処分場を運営している間は料金収入等がございますが、処分場の事業自体が終わって、処分場を閉鎖する場合、明野処分場は10年を想定しておりますが、維持管理に相当な期間を要すると

ということで、管理に要する期間の経費をあらかじめ積み立てておくことが法律で定められております。その積立先が環境再生保全機構ですが、事業を行っている際に5億6,000万円余の維持管理の積立を行いました。この積立の間に利息が生じたということで、その取扱を検討しまして、結果、787万円余を取り戻し、収益に計上しました。

(委員)

環境再生保全機構に過去に積み立てた5億6,000万円については、どのような取扱になるのでしょうか。

(環境整備課)

正味財産増減計算書にございます500万円が、維持管理積立金の取崩収入です。5億6,000万円のほとんどは閉鎖後に取り崩しておりますが、具体的には、大体4年間で5億3,000万円ほど取り崩して運営費に充てておりまして、充当によって県からの補助金等を少なくするよう処理しております。残る3,000万円については、想定する維持管理期間10年間の県派遣職員の人件費の財源に充てておりまして、毎年500万円ずつ取り崩して収入にしております。現在は2,500万円ほど残っております。

(委員)

それは、5ページの貸借対照表の固定負債に計上された維持管理引当金と同一のものでしょうか。

(環境整備課)

固定資産の維持管理積立資産でございます。

(委員)

ピーク時には、これが5億6000万円あったということでしょうか。

(環境整備課)

平成25年度の貸借対照表を確認しておりますが、5億6000万円余が計上されています。

(委員)

維持管理積立資産ですね。

(環境整備課)

そうです。

(委員長)

改革プランの実施状況について審査を終了いたします。続いて、環境整備事業団改革プラン(第四次)改革案について御説明をお願いします。

(環境整備課)

・資料2-4、資料2-5により説明

(環境整備課)

それでは、資料2-4「(公財)山梨県環境整備事業団(第四次)改革プランの概要(案)」を御覧ください。環境整備事業団の新たな改革プランですが、本年度が第三次改革プランの最終年度なので、第四次改革プラン案について御説明させていただきます。

「第1 経緯」の前に、環境整備事業団につきまして、概要を御説明申し上げます。平成23年度に最初の第一次改革プランを策定しまして、廃棄物の搬入促進を実施してきたところですが、その後、平成24年度に漏水検知システムの2度目の異常検知が発生いたしまして、それに伴って環境整備センターの閉鎖を決定しましたため、第二次改革プランを策定いたしました。その後、平成27年度に処分場の最終覆土が完了し、廃止まで10年間かかるものと想定しまして、水処理施設などの管理を継続して行うために、平成28年度に第三次改革プランを策定しています。

経緯でございます。事業団につきましては、平成6年11月に設立いたしました。事業内容でございますが、(1)山梨県環境整備センター(明野・廃棄物最終処分場)に関すること、(2)かいのくにエコパーク(境川・一般廃棄物最終処分場)に関することです。

(1)明野の環境整備センターにつきましては、①平成21年5月に操業を開始しました。②平成21年6月に事業団内部に経営審査委員会を設置しまして、収支計画について検討を行いました。その結果34億5,700万円の赤字が見込まれることになり、県と事業団が一体となりまして、センターの活用促進の取組を進めて参りました。③平成22年10月に漏水検知システムの異常検知が発生しまして、廃棄物の受入を停止したことにより、収支計画の見直しを行った結果、平成23年5月に46億7,100万円の赤字見込みになることを公表いたしました。さらに平成24年12月でございますが、2度目の異常検知が発生し、事業団の中に調査委員会を設けて原因究明調査を実施いたしました。その結果、平成25年7月、調査委員会から再び異常検知が発生される可能性が完全に否定できないことなどが調査結果として報告されたことを踏まえ、平成25年11月に閉鎖せざるをえないこと、この影響を考慮した最終赤字額が、54億5,400万となることを公表いたしました。

(2)境川の一般廃棄物最終処分場につきましては、当初、産業廃棄物及び一般廃棄物を対象とする処分場として整備計画を推進いたしましたが、収支計算を行ったところ、産業廃棄物分に関しては多額の赤字が見込まれるということで、平成23年5月に計画を見直しまして、当処分場につきましては、県内全市町村の一般廃棄物、各市町村の焼却施設から出る焼却灰を対象とする処分場として整備する方向で市町村と協議を行い、取組を進めてきたところでございます。その結果、平成24年度から山梨県市町村総合事務組合が事業主体となりまして、事業団に委託をして、処分場の整備・運営が行われることになりまして、平成30年11月竣工、同年12月から受入を開始している状況でございます。

「4 事業団の必要性」についてですが、明野の環境整備センター及び境川の一般廃棄物最終処分場の運営・管理を今後も行っていくという考えです。

「第2 これまでの経営改善の取組」でございます。まず、第一次改革プランにつきましては、

廃棄物の受入を行っていた期間でございまして、搬入確保対策を実施しました。第二次改革プランにつきましては、施設閉鎖に伴い策定したプランでありまして、収入がない時期のプランとなっております。このため、コスト縮減などを主体とした内容となっております。具体的には、埋立地から染み出てくる浸出水処理経費の縮減や、当時甲府と明野の2箇所に分散していた事務所の統合及び統合に伴う要員の合理化に努めて参りました。それから2度の異常検知に伴い発生した損害に関しまして、施設の施工業者及び埋立管理業者に対する損害賠償請求訴訟の提起、県として経営支援補助金の交付による財政支援、県職員を派遣することによる人的支援を行ってきたところでございます。第三次改革プラン、現在のプランでございまして、引き続き、維持管理コストの縮減、要員の合理化を進めてきました。また、県による支援をこれまでと同様に行ってきたところでございます。なお、異常検知に伴い提起した損害賠償請求につきましては、平成30年2月に控訴審において請求が棄却され、訴訟が終結されたところでございます。

「第3 環境整備センターの収支見通し」でございまして。現時点で見込まれる収支について推計を行いましたところ、センターの維持管理経費について、水処理施設の管理運転をきめ細かく行うなどしたことにより電気の使用料や修繕費の削減、それからオーバーホールの計画の延伸などが可能になりまして、最終赤字が第三次プランの見込から約1億6,500万円改善し、現時点での最終赤字は53億1,900万円程度となることが見込まれております。

「第4 経営改善に向けた今後の取り組み」でございまして。計画期間でございまして、令和3年度から令和6年度の4年間でございまして。最終年度の令和6年度でございまして、想定する維持管理期間を10年と見込んでおり、その最終年度に当たります。処分場を廃止するためには、処分場内から排出される浸出水について、40項目余の数値が排出基準として決められており、これらをクリアする必要があります。排出基準のうち、現時点で2項目、具体的にはマンガンとホウ素が基準をオーバーしております。維持管理期間の終了見込まで4年ございまして、処分場を適切に維持管理する中で、この4年間、想定する維持期間内にクリアできるようにして参りたいと考えております。経営方針でございまして、引き続き安全に配慮しつつ、できる限りコストの縮減を図って参ります。県による支援でございまして、これまでと同様に、経営支援補助金等の財政支援を行うとともに、県職員を派遣して事業団と一体となって取り組みたいと考えております。

説明は以上でございまして。御審議のほどよろしくお願いいたします。

(委員長)

ありがとうございました。改定案につきまして、御意見、御質問いただきたいと思います。

(委員)

環境整備センターの維持管理期間について、40項目余のうち2項目だけが基準を上回っている状況とのことですが、その2項目については、基本的には、時間経過によって量が減っていくのを待つのか、ずっと経過を観察していくというのが基本的な方針なのでしょうか。

(環境整備課)

基本的には、委員御指摘のとおり、時間の経過とともに含有量が低減していくのを待っている状況ですが、現在の数値を具体的に申し上げますと、2項目については、1リットル中の含有量が1ミリグラムまで低減すれば、基準をクリアします。マンガンについては、環境整備センター廃止直後に約6ミリグラムだったものが、現在は2～3ミリグラムでおおよそ半減している状態、ホウ素については、当初約4ミリグラムだったものが、現在はおおよそ1ミリグラムで推移していて、状況によっては、1ミリグラムを下回ることも数回ございました。数値が低減するためには、浸出水ですから、環境整備センターに雨が降って、雨によって処分場内に埋め立てられている廃棄物の内、そういったものが付着していたり、含有していたりするものを通過して、廃棄物から洗い流されて、それが外部に流出している、溶け出していると、そういったことを待っているという状況でございます。これまでの経過を見ますと、ホウ素につきましては、かなりの確度で基準をクリアできるのではないかと考えております。マンガンにつきましても、おおよそ半減しているという状況も踏まえ、適切に管理していきたいと考えております。

(委員)

事業団が管理している環境整備センターについては、令和6年度に基準を満たし廃止する見込となっております。一方、かいのくにエコパークについては、埋立完了予定日が令和20年度ということですが、その後、長期的には、事業団の事業はどのようなことを続けていくのでしょうか。令和20年度を過ぎたらどうなっていくかということところはどのような見通しでしょうか。

(環境整備課)

現在、委員御指摘の境川の処分場につきまして、20年間の管理委託契約を結んでおりますので、その間は境川の管理を行っていくことは決まっております。今後につきましては、資料2-5の1ページに記載されている「公共関与による産業廃棄物最終処分場の整備方針」が方針としては生きております。山梨県内における民間の産業廃棄物最終処分場がほとんど皆無という状況で、特にこの整備方針を策定したときには全国的にもかなり逼迫をされていて、県内の産業廃棄物の行き先が危ぶまれていた状況もありまして、方針を策定し、環境整備センターを整備いたしました。現在、民間事業者においても、リサイクルや排出抑制等が進んできておりまして、逼迫した状況にはございませんので、山梨県内に処分場がなくとも、民間の努力の中で県外に処理をされている状況です。ただし、今後そういった状況がどのように変わるかわかりませんので、当面の間は状況を注視しながら、今後の対応を考えていくことになるかと思っております。

(委員)

ありがとうございます。

(委員長)

ありがとうございます。他にございますか。

(委員)

浸出水ですが、マンガンについては、半減もしくは3分の1になっていて、ホウ素についても、何度か基準を達成しているということで、是非引き続き、大変だと思いますが、お願いいたします。ちなみに、これはかなり厳しい基準ですよ、国よりもかなり高い基準を求めているのではないのでしょうか。

(環境整備課)

国の排水基準が1リットル中10ミリグラムですので、国の基準に従えば、今でも廃止ができる状況ですが、処分場を整備する際に公害防止協定を結んで、地元との約束の中で、全国で一番厳しい基準で安全な処分場を目指すという方針で整備したもので、このような状況になっております。

(委員)

そういった面でかなり大変だとは思いますが、実際には人体等への影響は極めて少ないと考えられますので、「このように改善しています」といったことや、「国の基準をはるかに下回るレベルです」といったことを広報していただければ、地元の方も少しは安心していただけると思います。是非そういった広報等の取組をよろしくお願いします。

(環境整備課)

そういった広報等の取り組みを繰り返し行って参りたいと考えております。

(委員)

第四次改革プランの計画期間は、想定する維持管理期間10年の最終年度ということになります。令和6年度内に基準をクリアして、維持管理が終了すればいいのですが、もしこの期間内で終了しなければ、数値が下回った時点で、維持管理を終了することになるのですか。

(環境整備課)

廃止のためには、排水基準をクリアしなければなりません。この維持管理期間10年というのは、あくまでも国が過去策定した廃棄物処分場の管理費用に係るガイドラインを参考にして、環境整備センターと同じような種類の廃棄物を埋め立てたことを想定して、類似する処分場の維持管理期間を参考にして、10年と維持管理期間を設定したわけでございます。10年間で必ず廃止基準をクリアできるかといわれますと、あくまでも想定でございますので、廃止するには、水処理を完了しなければならないということになります。

(委員)

ありがとうございます。その結果次第ですが、例えば、1年この維持管理期間が延びれば、年間で7,000万円ほどの管理コストが見込まれるのでしょうか。

(環境整備課)

約 7,000 万円、多いときは約 1 億円の管理費用がかかっております。

(委員)

その場合、資料 2 - 4 に記載されている最終赤字額が増加するということでしょうか。

(環境整備課)

環境整備事業団が維持管理をしている限りにおいては、もし廃止ができなければ、事業団の最終赤字額は増加していきます。

(委員)

資料には、維持管理期間の終期を令和 6 年度と想定して、最終赤字額が 53 億円と記載されておりますが、見通しが不透明な部分については、改革プランの趣旨から記載しないということでしょうか。

(環境整備課)

そうですね。後 4 年間ございますし、改革プランの計画期間の終期が、想定する維持管理期間の最終年度に当たるということですので、万一、最終年度に近くなってきたところで、見通しが立たない場合には、また改めて検討させていただくことを考えております。

(委員)

視点を変えまして、御説明いただいた中で、地中の廃棄物に雨水が流れて、40 項目余ある物質の含有量がだんだん薄まってきているとお聞きしました。それが達成できるかどうかを、本当に単純化して考えれば、そういった物質が濾過されて流れれば、それだけ薄まるというイメージですよね。

(環境整備課)

そうですね。実際にはいろいろ複雑な面もありますが、ある程度まとまった降雨量があれば、処分場内で水が流れる場所は、ある程度固定しているといいますか、同じようなところを流れている状況ですので、そういったところに流れれば、水量が多いので、それだけ薄まって、濃度が低下するというご事情もございます。反対に、さらに多くの雨が降った場合には、処分場内の異なった場所を通る場合もあり、いろいろなパターンがありますので、なかなか予測ができない状況もございます。

(委員)

環境コンサルタントのように、マンガンやホウ素の数値がはやく改善するよう指導してくれる専門家はいるのでしょうか。水処理を静観している状況で、数値が良くなるのを待っても良いのですが、能動的に動いて、その数値を良くするということは考えられないのでしょうか。

(環境整備課)

処分場の工事を行い、構造を改変して水の流れを変えるなどの工夫をすれば早期に濃度が低下するかどうかなど、いろいろな廃棄物の専門家に御相談させていただきましたが、やはり埋まっているもののことは、今となってはどこがどうなっているかはよくわかりません。もう1点、1リットル中1ミリグラムというのは、1円玉の1,000分の1の重さということになりますが、それぐらいの数値になってきますと、このようにすれば、必ず3、4の数値が1以下に落ちるといような助言は難しいという御意見をいただいております。

(委員)

他の委員が指摘されていたとおり、非常にタイトな数値で、事前にどうやって達成するかということもやはり不透明ということですね。

(環境整備課)

国の排水基準自体を下回っていますので、安全面からいえば、このまま流してもまったく問題はないのですが、どうしても地元と強く約束をした経緯がございますので、基準に適合するのを待って廃止せざるをえないという現状でございます。

(委員)

よくわかります。マンガン1ミリグラムというのは、相当タイトな数字で、国の安全基準が10ミリグラムということであれば、10倍もかけ離れております。当然、まず考えるべきは地元と協議した内容を守ってしていくことが筋はあることは承知しています。ただ、現実的にそれが可能とか不可能かという問題が可能性としてあるなら、年間7,000万円から1億円という維持費がかかっているわけですから、再度、先の基準について地元と協議するというのも、あり得るのではないのでしょうか。地元としても、延々と7,000万円から1億円の税金を投入していくということであれば、もっと違う形で有効な税金の使い道があると考えたのではないかと思った次第です。また御検討いただければと思います。以上です。

(環境整備課)

承知しました。

(委員長)

他に何かございますか。改革プラン改定案、あるいは前半に説明した実施状況について、追加の御意見・御質問がなければ、議事を終了してもよろしいでしょうか。皆さん、御承認ということでもよろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(委員長)

では、以上で議事を終了いたします。

(以上)